

第 18 回東京低地河川活用推進協議会 議事要旨

日時：平成 29 年 12 月 8 日（木）10:00～11:20

場所：荒川ロックゲート管理棟 2 階会議室

（１）船着場の利用に関する基本利用ルール（原案）

■資料「荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（原案）」（以下「利用ルール（原案）」という。）、「荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルールに基づく運用要領（案）」（以下「運用要領（案）」という。）について説明

○利用ルール（原案）について、以下の意見が出された。

① 利用ルールの内容について

- ・船着場利用にあたって、自己責任での利用をたえず周知すべきである。自己責任という前提がなくなると、「管理」するしか方法がなくなる。
- ・船着場へ来訪する観光バス等に対して、違法駐車や近隣への迷惑禁止等を利用ルールに盛り込むべきである。
→河川敷への車両乗り入れは「河川敷利用ルール」により原則禁止となっている。ニーズがあれば、船着場利用促進という観点から対応策を検討する。
- ・船着場には防舷材などの消耗品的なものもあるため、一律に、破損したら損害賠償という記載については再検討してはどうか。
→再検討する。

② 自治体との調整について

- ・利用ルールの対象とする船着場は、国管理のものだけでなく、自治体管理（共同管理を含む）のものも含め、オール荒川としてもraitたい。このために自治体との調整に時間を要することになり、意見募集や協議会の実施時期が事務局の示したスケジュール案よりも遅れることになってしまかまわないのではないか。
- ・自治体管理（共同管理含む）の船着場についても示された利用ルール（原案）がそのまま適用できるかどうか、またどうすれば適用できるかについて検討するためには時間を要する。
→利用ルール（原案）の変更については、柔軟に検討したいと考えている。また、自治体での検討に多くの時間を要する場合は、その船着場を除いて利用ルールの運用を開始し、その後、必要に応じて改訂していく方法や、運用要領で対応を図る方法も考えられる。

③ 利用ルールの周知・理解について

- ・利用ルール（原案）は言葉が難しく一般の人に理解しづらい。周知では、「知らせること」に加え「理解してもらおう」ことが重要だと認識して行うことが大切だ。船舶関係者だけでなく、一般の人にも船着場がどこにあるか、いざという時にどのように使えるかを知

らせていかねばならない。

- ・自己責任を理解してもらうことは難しい。子供の時分から教えていかねばならない。

④ 船着場の利用促進について

- ・船着場利用促進は、例えばバーベキュー利用等と連携するなど、陸側の利用とセットで考えるべきだ。
→河川敷については、たき火やバーベキューも原則禁止である。ただし、赤羽岩淵等4箇所でバーベキュー利用ができる。

(2) 利用ルールの「意見募集」の実施方法

■資料「意見募集の実施方法」について説明

○意見募集の実施方法について、以下の意見が出された。

- ・利用ルール（原案）に対して、一般の人が意見を述べるのは難しい。
→社会実験参加者等に意見募集の周知を図っていきたい。
- ・事務局より、協議会委員の自治体や船舶関係団体の方々に、意見募集の公表時にホームページのリンク設定をお願いしたい。
- ・次回協議会では、意見募集を経た利用ルールの修正内容等について事前に委員に意見を聴いた上で、利用ルールの周知方法を協議した方が良い。

以上